

大総務第94号
令和5年2月16日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく一般財団法人大阪市文化財協会に係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市経済戦略局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了時の検討

所管所属名	経済戦略局	団体名	(一財)大阪市文化財協会
-------	-------	-----	--------------

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	当該外郭団体に委託することを通じて、本市区域内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。
	(2)中期目標期間
	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間
	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	中期目標の期間、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財の調査及び保存、その成果を活用した学術・文化・教育の向上及び発展並びに蓄積された調査研究の成果・資料・技術の継承が当該外郭団体によって着実に行われている状態

中期目標達成状況	指標Ⅰ	専門分野数											
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4【最終】	中期目標進捗率						
	目標値	4分野	50.0%	6分野	75.0%	8分野	100.0%						
	実績値	0分野	0.0%	6分野	75.0%	8分野	100.0%						
	指標Ⅱ	登録者数（共同研究員制度）											
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4【最終】	中期目標進捗率						
	目標値	6人	50.0%	9人	75.0%	12人	100.0%						
	実績値	0人	0.0%	9人	75.0%	13人	108.3%						

所管所属の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期目標の達成状況【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み(目標期間中) ウ：未達成
	中期目標期間における団体の事業経営による本市の行政目的又は施策の達成状況について					
	団体において、令和2年度に共同研究員制度の要項を整備し、令和3年度から4年度にかけて8分野13人の共同研究員の登録を完了することができた。中期目標期間において市が必要とする市内埋蔵文化財の調査等は滞りなく実施されたとともに共同研究員との研究活動を通じた調査結果や保存を行った成果を活用して、学術・文化・教育の向上と発展にも寄与し、研究を深化させ研究成果の公表及び競争的研究資金の獲得へ向け、適正な共同研究員制度の運用に取り組むことができています。これらの取組が、今後、団体が蓄積してきた市内の埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを承継していくことにつながるものとする。					

外郭団体の指定の必要性	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る社会の環境変化等について					
	本市の行政目的として掲げる「本市区域内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。」の達成に向けて、平成25年8月の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、今後は自治体監理への移行を前提に民間活力の導入や、類似の業務を行っている（公財）大阪府文化財センターへ業務を移行するなどし、令和6年度末までに当該外郭団体の整理再編を行うこととしている。					
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割について（外郭団体指定の必要性について）					
	平成25年8月の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき当該法人の整理を進める上で、市内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業については、整理までの期間は当該事業の委託先として、当該法人が蓄積してきた市内の埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する人材を安定的かつ継続的に確保していくこと。また令和7年度以降、新たな体制に移行しても、本市の行政目的が達成できるよう、関係機関に適正に事業継承すること。					
	外郭団体の指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無【※「継続して指定」の場合のみ】	ア	ア：有 イ：無
	講ずる措置の内容					
	当該外郭団体は令和6年度末までに整理することとしているため、その間の発掘調査業務については、当該外郭団体で実施することから、次期中期目標の期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。					

外郭団体の指定理由の変更

所管所属名	経済戦略局	団体名	(一財)大阪市文化財協会
-------	-------	-----	--------------

要綱(※1)第6条第4項各号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容	変更の有無：	無
市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。		

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の行政目的又は施策を達成することが困難である理由	変更の有無：	無
○指定基準規程(※2)第3条第1項第1号アのうちの該当する規定		
(ア) 実施することができる他の民間の主体（営利法人、公益法人、NPO等をいう。以下同じ。）が見いだし難いもの。		
○理由		
埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業の実施については、民間活用の場合には自治体学芸員が現場に常駐し監理することが基本とされており、一方、自治体が設立した法人については、自治体の役割を補完する目的で設置され、豊富な調査実績を有することから、監理の頻度を軽減することが可能であると示されている。当該法人は、本市が設立し、埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する数少ない事業者であって、市内を主たる活動エリアとし本市が影響力を有する唯一の事業者であることから、本市に当該事業を行う十分な体制がない中で、当該事業を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する事業者は当該法人以外にない。		

3 1の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割	変更の有無：	有
平成25年8月の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき当該法人の整理を進める上で、市内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業の委託先として、当該法人の整理再編を行う令和6年度末までは、必要な人材を安定的かつ継続的に確保していくこと。また令和7年度以降、新たな体制に移行しても、本市の行政目的が達成できるよう、関係機関に適正に事業継承すること。		

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由	変更の有無：	有
ア 当該法人が実施する本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性		
当該法人が蓄積してきた市内の埋蔵文化財の調査並びに保存に関する知識・ノウハウを有する人材の確保については、この間の取組により一定数確保できたものの、府市統合本部会議において整理された方向性に基づき整理を進めるに当たっては、府市及び関係機関との協議により、業務を適正に継承していくこととなる。令和6年度末までにそれを確実に実行させるためには、協議内容を踏まえて事業承継に向けた職員の処遇、残余財産の整理などの課題解決を図る必要があり、当該法人にとって相当な負担となることから、関係機関への事業継承を当該法人のみに委ねるのではなく、当該法人の事業経営自体について本市が積極的に関わり、指導及び調整を行っていく必要がある。		
イ 監理の手法としての比較優位性		
当該法人の事業経営自体についての指導及び調整は、当該法人の内部管理に関する事項であることから連携協定等になじむものではなく、また、事業経営をコントロールするものであることから認証制度等により自発的な取組を促進するような性質のものではなく、当該法人に対する関与による影響力を通じて行う必要がある。		

(※1)大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱

(※2)大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程